

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年末以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、懸命な外交努力を重ねてきたが、本年2月24日、ロシアはウクライナへの侵攻、侵略を開始した。

このことは、ウクライナの主権及び領土の一体性並びにウクライナ国民が平和のうちに生存する権利を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法や、国連憲章に対する重大な違反である。

武力による一方的な現状変更は、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序を根幹から脅かすもので断じて許されず厳しく非難するとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

また、プーチン大統領が核使用を前提とするかのような発言をしていることは言語道断であり、唯一の被爆国の国民として強く抗議する。

国においては、在留邦人の安全確保と国民生活にもたらす影響への対応に全力を尽くすとともに、国際社会とも連携し、事態に迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交手段を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すことを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月9日

千葉県袖ヶ浦市議会